

Zimperium (zIPS) プロダクトサポート規約

お客様及びソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様が当社に提出する契約申込書、注文書その他書面（電子メールなど電磁的方法を含みます。）（以下「当社所定書面等」といいます。）に記載されたプロダクトサポート対象製品に係るプロダクトサポートに関し、以下条件にて、プロダクトサポート契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

第1条 定義

- (1) 「本件プログラム」とは、当社所定書面等記載のプロダクトサポート対象製品及びその改訂版をいいます。本件プログラムの著作権者及び使用権許諾者は、Zimperium, Inc.です。
- (2) 「改訂版」とは、お客様が追加費用を負担することなく提供される当社所定書面等記載のプロダクトサポート対象製品の改訂版をいいます。当社所定書面等記載のプロダクトサポート対象製品の使用権許諾者が別途に使用権許諾するオプション及び将来の製品は「改訂版」には含まれません。
- (3) 本契約において「プロダクトサポート」は、別紙に記載された内容のサービスをいいます。
- (4) 「関連契約」とは、本件プログラムに関してお客様が、当社又は Zimperium, Inc と締結する契約をいいます。

第2条 本契約の成立

1. 契約については、お客様が、本契約条項の条件に同意の上、当社所定書面等に必要事項を記入して当社に提出することを以って申込の意思表示とし、当該申込に対し当社が異議なく承諾した時点で成立するものとします。

2. お客様がプロダクトサポートの最終受益者（本件プログラムの使用権許諾先のことを指し、以下「エンドユーザー」といいます。）ではない場合、お客様は、その責任において、エンドユーザーに対し、本契約条項と同等の条項を遵守させ、本契約条項に基づきお客様が当社に対して負担する義務と同等の義務を負わせ、その遵守及び履行について一切の責任を負うものとします。

第3条 損害賠償

1.お客様は、本契約に関し、当社の故意又は重過失により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、当社に対して損害賠償請求をすることができるものとします。ただし、当社からの賠償額は、本件プログラムについて **Zimperium,Inc** がお客様に対して同一年度内に販売した金額を上限とします。

2.本契約に起因関連して生ずる当社の損害賠償責任は、債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、前項の範囲内とします。

3.本件プログラムの瑕疵に起因関連して生じたお客様及びエンドユーザーの損害の賠償については、お客様及びエンドユーザーと本件プログラムの使用権許諾者との契約によるものとし、前2項の規定にかかわらず、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条 免責

当社は、お客様が本件プログラムを利用することによりお客様と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第5条 秘密保持義務

1.本契約において、秘密情報とは、お客様又は当社（以下「開示当事者」といいます。）が、相手方当事者（以下「受領当事者」といいます。）に対し、プロダクトサポートに関して、①開示当事者が書面で秘密である旨表示して開示した情報、②開示当事者が口頭で秘密である旨告知して開示した情報で開示後14日以内に書面で内容を特定して受領当事者に通知した情報、及び③開示当事者の事務所内で受領当事者が知り得た、開示当事者及びその取引先の営業上又は技術上のをいうものとします。ただし、次の各号に該当する情報は除くものとします。

- (1) 開示時に既に公知になっていた情報。
- (2) 開示時に既に受領当事者が知っていた情報。
- (3) 開示後に受領当事者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく受領当事者が合法的に入手した情報。
- (5) 秘密情報とは無関係に受領当事者が創出した情報。

2.受領当事者は、秘密情報を厳に秘密として取扱い、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使以外のために使用してはならないものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なく、開示当事者及び受領当事者以外の第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

3.前項に定める他、法令に基づく官公庁又は裁判所からの開示要求があった場合には、受領当事

者は、当該官公庁等に秘密情報を開示することができるものとします。この場合には、受領当事者は、開示当事者に対して、法令等に反しない範囲内で、事前に（事前に為すことが著しく困難である場合には開示後直ちに）通知しなければならないものとします。

4.受領当事者は、本条に定める秘密保持義務を履行するために、秘密情報を次の各号に従い取扱うものとします。

(1) 本契約に基づく義務を履行又は権利を行使するために秘密情報に接する必要がある自己の取締役、執行役、監査役、業務執行役員、正社員、契約社員、派遣社員その他の役員等及び従業員（以下「社員等」と総称します。）以外の者が秘密情報に接することのないように保管するとともに、社員等に本条に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させること。

(2) 本契約に基づく義務の履行及び権利の行使に必要な範囲を超えて、秘密情報を複製しないこと。なお、複製物は秘密情報として取扱うものとします。

(3) 期間満了、解除その他の理由により本契約が終了した場合又は開示当事者から要請があった場合には、開示当事者の指示に従い、開示当事者から開示を受け、又は知り得た全ての秘密情報を、その複製物を含め、開示当事者に速やかに返還し又は再生不可能な方法にて廃棄し、当該返還又は廃棄を証する書面を開示当事者に提出すること。

5.第1項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に定める者に対し、当社が本契約に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知したうえで、プロダクトサポートに必要な限度において秘密情報を開示することができるものとします。

(1) 弁護士、公認会計士その他法律上守秘義務を負う外部の専門家（以下「外部専門家」と総称します。）

(2) 当社が、第6条（再委託）の規定に基づき、本契約に基づく当社の義務の全部又は一部を再委託する場合の委託先の社員等（以下「再委託先社員等」と総称します。）

(3) 本件プログラムの著作権者

6.当社は、前項に基づき外部専門家、再委託先社員等、又は本件プログラムの著作権者に秘密情報の開示を行う場合、本条に基づき当社がお客様に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については当社がお客様に対し責任を負うものとします。

7.お客様及び当社は、秘密情報に関して、次の各号のとおり確認します。

(1) 開示当事者が、自己が開示する秘密情報に関して、受領当事者に対して、本契約に基づく義務の履行又は権利の行使のための使用以外に、何らの使用権も付与するものではないこと。

(2) 秘密情報の開示又は漏洩如何にかかわらず、開示当事者が保有する秘密情報に係る特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権が開示当事者に留保され、受領当事者

に移転しないこと。

(3) 開示当事者が、その開示する秘密情報及びこれに関連して開示する情報について、受領当事者に対して、如何なる保証も行わず、担保責任も負わないこと。

8.受領当事者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について、紛失、盗難、漏洩等の問題が発生し、又はそのおそれが生じた場合、直ちに、開示当事者に対してその詳細を書面で報告し、開示当事者と協議のうえ、当該問題の解決のために措置を講ずるものとします。当該措置に係る費用は、当該受領当事者の負担とします。

第6条 再委託

当社は、当社の子会社又は当社が選択する第三者（以下「再委託先」と総称します。）に対し、本契約に基づく当社の義務の全部又は一部を再委託できるものとします。この場合、当社は、再委託先に対し、本契約に基づき当社がお客様に対して負担する義務と同等の義務を負わせるものとし、その履行については当社がお客様に対し一切の責任を負うものとします。

第7条 期限の利益の喪失

お客様は、第12条（解除）第1項各号に該当したことを以って本契約が解除されたときは、当然に相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全てを相手方に弁済しなければならないものとします。

第8条 不可抗力等

天災地変、戦争、暴動、内乱、その他不可抗力又は法令の制定改廃、公権力による命令処分、争議行為、輸送機関、通信回線の事故、その他当社の責に帰すべからざる事由による本契約の全部又は一部の債務不履行については、当社は責任を負わないものとします。

第9条 権利義務の譲渡等の禁止

お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務について、その全部又は一部を問わず、第三者に譲渡し、担保権を設定し、その他の処分をしてはならないものとします。

第10条 反社会的勢力に該当しないことの保証

1.お客様及び当社は、次の事項を表明し、保証するものとします。

(1)自己及び自己の関係会社が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいいます。以下同様とします。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと。

- (2)反社会的勢力を利用しないこと。
- (3)反社会的勢力を名乗る等して相手方の名誉、信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと。
- (4)自己の主要な出資者若しくは役職員又は自己の主要な出資者の役職員が反社会的勢力の構成員でないこと又はなかったこと。

2.お客様及び当社は、前項の規定を、自己の委託先及び自己の調達先にも遵守させる義務を負うものとします。

3.お客様及び当社は、前2項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。

第11条 有効期間

本契約の有効期間は、当社所定書面等に記載した本件プログラムの利用期間と同一とします。

第12条 解除

1.当社は、お客様が次のいずれかに該当したときは、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 支払いを停止したとき、又は手形若しくは小切手の不渡りが1回でも発生したとき。
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受け、又は民事再生、破産、特別清算若しくは会社更生の申立てがあったとき。
- (3) 事業の廃止若しくは解散の決議をし、又は官公庁から業務停止、営業許可の取消しその他業務継続不能の処分を受けたとき。
- (4) 合併の決議をしたとき(株主及び営業内容が実質的に変わらない場合を除きます)。
- (5) 本契約又は関連契約の定めに違反し、相当な期間を定めて書面で催告をしたにもかかわらず、これが是正されなかったとき。
- (6) 正当な理由なく期日までに債務を履行する見込みがないと認められる相当な事由があるとき。
- (7) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき。
- (8) 第10条(反社会的勢力に該当しないことの保証)に違反したとき。

2.当社がプロダクトサポートの提供を継続することが技術的又は営業的に困難であると判断した場合、当社はお客様への通知により、本契約を解約することができるものとします。

3.お客様及び当社は、本条に定める場合を除き、本契約の有効期間中に本契約を解除することはできないものとします。

第 13 条 存続条項

第 5 条（秘密保持義務）は本契約終了後 5 年間、第 2 条（本契約の成立）第 2 項、第 3 条（損害賠償）、第 4 条（免責）、第 7 条（期限の利益の喪失）、第 8 条（不可抗力等）、第 9 条（権利義務の譲渡等の禁止）、第 10 条（反社会的勢力に該当しないことの保証）、本条、並びに第 16 条（準拠法及び合意管轄）は本契約終了後も引き続き有効に存続するものとしします。

第 14 条 契約内容の変更

1. 当社は、本契約条項を事前通知の上合理的な範囲内で変更することができるものとしします。
2. 前項に定めるほか、お客様及び当社は、本契約の内容を変更する必要がある場合、相手方と協議のうえ、相手方の承諾を得ることにより変更できるものとし、その内容を書面に定めるものとしします。

第 15 条 届出事項の変更

お客様は、次の各号の 1 に該当する場合は、当社に書面により届け出るものとしします。

- (1) 法人の名称または商号を変更した場合
- (2) 代表者を変更した場合
- (3) 本店または主たる事業所の所在地を変更した場合

第 16 条 準拠法及び合意管轄

本契約は、抵触法のルールまたは原則にかかわらず、日本法に準拠し、またこれに従って解釈されるものとしします。本契約に関して生じるあらゆる紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第 17 条 協議

本契約に関して疑義が生じた場合はお客様と当社、双方協議して円満な解決を図るものとしします。

編纂：2018 年 5 月

(以下余白)

別紙 zIPS プロダクトサポートのサービス内容

名称	zIPS プロダクトサポート
お問い合わせ内容	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の契約担当者（管理者）からの問合せ受付・回答 ・FAQ レベルの対応（脅威・MDMに関する情報） ・zConsole の操作方法 ・メンテナンススケジュールの更新・確認 ・定期メンテナンス周知メールの作成・送信 ・メンテナンス/アップデート周知メールの送信
お問い合わせ方法	<p>電話またはE-mailにて受付対応</p> <p>電話番号：03-6327-7990</p> <p>Email：support@zimperium.jp</p>
受付時間/対応時間	<p>受付時間：24 時間 365 日</p> <p>回答時間：問い合わせ内容により回答に有する時間が異なります</p>
言語	日本語での対応
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本サポートでは、検出された脅威・インシデントに対応する説明は行いますが、解析は行いません。 ・問合せはおお客様の契約担当者（管理者）のみとさせて頂き、エンドユーザーからの問合せは受け付けません。 ・zIPSの導入作業、運用支援等の人員の派遣は提供しておりません。 ・マネージドセキュリティサービスは提供しておりません。 ・回答内容の知的財産権は当社及びZimperium, Incに留保されます。 ・当社は、プロダクトサポートの完全性・正確性・確実性・有用性について保証するものではありません。

データ処理に関する別紙

本データ処理に関する別紙（以下「本別紙」という。）は、管理者（第1条で定義される。）であるお客様の指示に基づいて、処理者（第1条で定義される。）であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）が行う、GDPR（第1条で定義される。）が適用される個人データの処理に適用される。本別紙は、お客様が申し込む以下のサービス（以下「本サービス」という。）の利用規約（以下「利用規約」という。）の一部をなすものとし、本別紙に定める事項については、GDPRの適用範囲に関し、本別紙が利用規約に優先して適用される。ソフトバンクが、お客様に対し、GDPR（第1条で定義される。）の遵守に関して負う義務及び責任は、本別紙に定めるものに限られるものとする。

対象サービス名
zIPS プロダクトサポート

第1条 定義

本別紙において下記用語は、下記に定める意味を有するものとする。ただし、本別紙において定義されていないものについては、GDPR（第1条で定義される。）第4条における定義が適用される。

- (1) 「GDPR」とは、EU一般データ保護規則2016/679（以下「GDPR」という。）をいう。GDPRならびに自然人に関するプライバシー又はデータの使用若しくは処理に関するEU法および欧州連合加盟国の国内法を「GDPR等」と総称する。
- (2) 「欧州監督当局」とは、GDPR第51条に基づいて欧州連合加盟国により設立された独立した監督当局をいう。
- (3) 「個人データ」とは、識別された又は識別されうる自然人（以下「データ主体」という。）に関するあらゆる情報をいう。
- (4) 「処理」とは、自動的な手段であるか否かに関わらず、個人データまたは個人データの集合に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいう。
- (5) 「管理者」とは、単独で又は他と共同して、個人データの処理の目的及び手段を決定する自然人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいう。
- (6) 「処理者」とは、管理者のために個人データの処理を行う自然人、法人、公的機関、行政機関又はその他の団体をいう。

第2条 当事者の義務

ソフトバンクは、本別紙に関連して個人データを処理する際は、GDPR等に定められる規定及び義務を遵守するものとし、かかる規定及び義務は、[別添1]記載の個人データの種類、データ主体のカテゴリ、処理の性質及び目的に及ぶものとする。ソフトバンクは、[別添1]記載の処理の目的のためにのみ処理を実施するものとする。

ソフトバンクが個人データを処理する場合、ソフトバンクは、GDPR第28条3項に従い、以下の各号に定める義務を遵守するものとする。

- (a) ソフトバンクは、EU法または欧州連合加盟国の国内法により処理が義務付けられている場合を除き、お客様の書面による指示（本別紙又は利用規約に定められるものを含む。）にのみ従い、個人データの処理を行うものとする。ソフトバンクは、当該指示がGDPR等に違反するものとする場合には、直ちにお客様に通知するものとする。また、ソフトバンクがEU法または欧州連合加盟国の国内法により処理が義務付けられている場合には、重要な公共の利益に基づいて当該EU法または欧州連合加盟国の国内法により通知が禁止される場合（例：捜査遂行上、EU法または欧州連合加盟国の国内法により通知が禁止されている場合）でない限り、ソフトバンクは、処理を行う前に、当該法律要件についてお客様に通知するものとする。
- (b) ソフトバンクは、個人データの処理権限が与えられたすべての役員又は従業員に対し、秘密保持義務を負わせるものとする。ただし、これらの者が、欧州連合加盟国の国内法上の秘密保持義務を負っている場合はこの限りではないものとする。
- (c) ソフトバンクは、GDPR第32条に規定される個人データの保護のための適切な技術的及び組織的対策を講じなければならない。当該対策の具体的内容は、最新版の情報セキュリティポリシー (<https://www.softbank.jp/corp/group/sbm/security/>) において定めるものとする。ただし、これらの対策について、各サービス仕様書に追加記載がある場合には、当該追加記載が適用されるものとする。
- (d) ソフトバンクが他の処理者（以下「復処理者」という。）に個人データの処理を委託する場合には、本条第6項の定めに従うものとする。
- (e) ソフトバンクは、処理の性質を考慮したうえ、お客様が、GDPR第3章に規定されるデータ主体の権利行使に応じる義務を履行するために合理的に要求される適切な技術的及び組織的対策を講じることによって、お客様を支援するものとする。ソフトバンクが、データ主体の権利行使に関する要求を受領した場合、お客様に直ちに通知するものとする。
- (f) ソフトバンクは、処理の性質及びソフトバンクが取得可能な情報を考慮したうえ、お客様が、GDPR第32条（個人データ処理における保護）、第33条（個人データ侵害の欧州監督当局への通知）、第34条（データ主体への個人データ侵害の通知）、第35条（データ保護影響

評価の実施)、及び第36条(データ保護影響評価の結果、高リスクであると判断される場合の欧州監督当局との事前協議)の各条文に規定される義務を履行するため、お客様を支援するものとする。

- (g) ソフトバンクは、本サービス提供の終了後、すべての個人データを、お客様の選択に応じて削除又は返却し、法令が個人データの保存を義務付けている場合(例:税法上、一定期間の保存が義務づけられている場合)を除き、既存のコピーを削除しなければならない。お客様が、本サービス提供の終了後30日以内に削除又は返却の選択をソフトバンクに書面で通知しない場合には、ソフトバンクは、すべての個人データを削除するものとする。お客様は、本サービス提供の終了までの間に、お客様自身の責任で、データのバックアップ及び移管を行うものとする。ただし、本サービス提供の終了により自動削除される仕様のサービスについては、本別紙において、お客様は削除を選択したものとする。この場合において、お客様は、必要に応じて、本サービス提供の終了前にダウンロードによるデータ返却を各自行うものとする。
- (h) ソフトバンクは、GDPR第28条の義務の遵守を証明するために合理的に必要とされるすべての情報(ソフトバンクにおいて、セキュリティ上の観点その他の理由により機密として保持する必要がある情報を除く)を、お客様から書面により、別途指定する時期までに依頼があった場合には、お客様が入手可能な状態におくものとする。なお、お客様又は監査人による監査は、お客様から書面により、別途指定する時期までに依頼があった場合かつ、ソフトバンクがGDPR第28条の処理者の義務の遵守を証明できなかつたと合理的に認められる場合に限り、ソフトバンクの営業時間内において、ソフトバンクの内部手続に従って行うことができる。

ソフトバンクは、GDPR第33条2項に従い、個人データの侵害を発見したときは、遅滞なく、お客様に必要な事項を通知するものとする。

ソフトバンクは、GDPR第30条2項に従い、処理行為に関する記録を保存するものとする。

お客様以外の管理者(お客様の親会社、子会社、関連会社等を含む。)が本サービスを利用する場合には、お客様は、本別紙上の権利義務につき、お客様以外の管理者の代理人となるものとし、お客様以外の管理者がソフトバンクに対して直接請求できる権利を有する場合には、お客様が当該権利を行使するものとし、お客様以外の管理者から取得が必要なすべての承諾をお客様が取得するものとする。ソフトバンクが、お客様に対して情報を通知又は提供した場合には、ソフトバンクは、お客様以外の管理者に対しても当該情報を通知又は提供する義務を履行したものとする。

お客様は、ソフトバンクが適切であると判断する復処理者を利用して特定の処理業務を実施させることにつき、あらかじめ包括的に承諾する。この場合において、ソフトバンクは、復処理者を追加又は変更する場合には、あらかじめ、お客様に対し通知するものとする。お客様

は、当該通知から30日以内に、書面にて異議を申し立てることができる。当該期間内にお客様が異議を申し立てなかった場合には、ソフトバンクは当該復処理者を利用して、特定の処理業務を実施させることができる。お客様の正当な異議申立てに対し、ソフトバンクによる合理的な対応がなされない場合、お客様は異議申立てから30日以内に書面でソフトバンクに通知することにより、違約金等の追加の金員を支払うことなく、本サービス契約を解約することができる。当該復処理者は、ソフトバンクがお客様に負うものと同様のデータ保護義務を負うものとする。当該復処理者が当該データ保護義務を遵守しないときは、ソフトバンクがお客様に対して当該データ保護責任を負うものとする。

第3条 不可抗力

ソフトバンクは、天災地変、ストライキ、暴動、戦争その他の不可抗力により、本別紙で規定する義務の履行ができなかった場合又は義務の履行が遅滞した場合、お客様に対し損害を賠償する責を負わない。

個人データの種類：

氏名

個人の住所

仕事上の住所

個人の電話番号

仕事上の電話番号

電子メールアドレス

ソフトウェア／システムユーザーアカウント

ネットワークに関する情報（IPアドレス、ネットワーク名）

電子メール、通信及びファイル

仕事上の情報及び文書（例えば、作業ファイル）

財務に関する情報及び文書（例えば、勘定、給与、財務諸表）

個人に関する情報及び文書（例えば、写真、個人用文書）

その他

データ主体のカテゴリー：

データ輸出者の従業員

データ輸出者の取引先の従業員

データ輸出者の顧客の従業員

データ輸出者の最終消費者／ユーザー

データ輸出者の顧客／取引先の最終消費者／ユーザー

その他

処理の性質及び目的：本サービスの提供及び改善

処理の期間：本サービスの利用契約の有効期間中